

(様式 1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	子育て支援課	検索番号	1	2
法令名	児童福祉法	根拠条項	第 35 条第 7 項		
許認可等	国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の廃止又は休止の承認				
(根拠規定)					
児童福祉法 第 35 条 7 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。					
児童福祉法施行規則 第 38 条 法第 35 条第 6 項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。 1 廃止又は休止の理由 2 入所させている者の処置 3 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 4 休止しようとする者にあつては休止の予定期間 2 法第 35 条第 7 項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。 3 前項の承認の申請を受けた都道府県知事は、必要な条件を附して承認を与えることができる。					
(許認可等の基準)					
保育所の廃止又は休止にあたっては、次の要件を審査基準とする。					
1 保育所の設置認可等について (平成 12 年 4 月 3 日付け児第 449 号 愛媛県保健福祉部長通知)					
児第 449 号 平成 12 年 4 月 3 日					
(第一次改正 18 子第 816 号 平成 18 年 10 月 17 日)					
各市町村長 殿					
愛媛県保健福祉部長					
保育所の設置認可等について					
保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(昭和 38 年 4 月 1 日付け婦第 283 号。以下「婦第 283 号通知」という。)により行ってきたとこ					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

るであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行と併せ、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、今般、保育所の設置認可の指針等を下記のとおり定めたので、通知します。

また、保育所の設置認可については、その内容が児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)その他の関係法令に適合するものでなければならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるため、念のため申し添えます。

記

第1 保育所設置認可の指針

1 地域の状況の把握

市町村(中核市を除く。以下同じ。)は、保育所入所待機児童数をはじめとして、人口数、就学前児童数、就業構造等に係る数量的、地域的な現状及び動向、並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向の分析を行うとともに、将来の保育需要の推計を行うこと。

なお、当該分析、推計等、設置認可申請において、市町村は保育の実施主体であることを認識し、設置の必要性を慎重に検討する等、適切な手続きがなされるよう十分配慮すること。

2 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行う。

(1) 定員

保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年4月3日付け児第451号)及び「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年4月3日付け児第454号)に定める場合のほか、60人以上とする。

ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。

(2) 社会福祉法人による設置認可申請

社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立についても適正な審査を行う。

(3) 社会福祉法人以外の者による設置認可申請

審査の基準

社会福祉法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、以下の基準に照らして審査を行う。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

イ 経営者(設置者が法人である場合にあつては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ (ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(こ

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

れに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

オ 財務内容が適正であること。

認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、原則以下の条件を満たすこと。

ア 児童福祉施設最低基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 保育所を経営する事業については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号。以下「社援第310号通知」という。)に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、当該資金収支内訳表においては、社援第310号通知に定めるところにより保育所の各施設ごとに経理区分を設けること。また、併せて、当該経理区分ごとに、積立預金の累計額を記載した明細表(以下「積立預金明細表」という。)を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書及び資金収支内訳表

(エ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立預金明細表

オ 保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

市町村との契約

社会福祉法人以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むよう努めること。

ア 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を経営する事業については、社援第310号通知に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表を作成するとともに、当該資金収支内訳表においては、社援第310号通知に定めるところにより保育所の各施設ごとに経理区分を設けること。また、併せて、当該経理区分ごとに、積立預金明細表を作成すること。

ウ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

この通知の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、社会福祉法人とするか、又は第1の2(3)に掲げる基準等を満たすこと。

第3 実施期日

この通知は、平成12年4月3日から施行、同年4月1日から適用し、婦第283号通知はこの施行に伴って廃止する。

- 2 「保育所の設置認可等について」の取扱いについて
(平成12年4月3日付け児第450号 愛媛県保健福祉部長通知)

児第450号
平成12年4月3日

各市町村長 殿

愛媛県保健福祉部長

「保育所の設置認可等について」の取扱いについて

本日、平成12年4月3日付け児第449号「保育所の設置認可等について」(以下「児第449号通知」という。)が施行されたところですが、この取扱いについては次の事項に留意願います。

記

- 1 児第449号通知の第1保育所設置認可の指針における市町村による分析、推計について、市町村長は保育所の設置が必要であると認めた場合には、当該分析、推計結果とともにその旨の意見書を添付して申請書を進達すること。
- 2 児第449号通知の第1の2の(3)社会福祉法人以外の者による設置認可申請の審査の基準については、以下のとおりである。
 - (1) アにおいて「必要な経済的基礎がある」とは、以下の及びのいずれも満たすものをいう。

原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、平成12年4月3日付け児第453号「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱う。

保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - (2) ウにおいて「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園をいう。
 - (3) エにおいて「保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、申請者の資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが当初から明らかなるをいい、例えば、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第3項に基

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

づく事業の停止等を命じられたことがある者や、同条第1項に基づく報告徴収に対して虚偽の報告等を行ったことがある者などは、これに該当する。

- (4) オにおいて「財務内容が適正であること」とあるが、直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらない。

3 小規模保育所の設置認可等について

(平成12年4月3日付け児第451号 愛媛県保健福祉部長通知)

児第451号
平成12年4月3日

第一次改正
20子第1196号
平成21年3月23日

各市町長 殿

愛媛県保健福祉部長

小規模保育所の設置認可等について

保育所の設置認可等の取扱いについては、「保育所の設置認可等について」(昭和38年4月1日付け婦第283号)により、また、このうち小規模保育所に関しては、併せて「小規模保育所の設置認可等について」(昭和57年9月10日付け家第676号。以下「家第676号通知」という。)により行ってきたところであるが、今般、保育所の設置認可については、「保育所の設置認可等について」(平成12年4月3日付け児第449号。以下「児第449号通知」という。)により行うこととし、また、小規模保育所の設置認可の指針等についても下記のとおり定めたので通知します。

なお、この通知は平成12年4月3日から施行、同年4月1日から適用し家第676号通知はこの施行に伴って廃止する。

記

第1 小規模保育所の設置認可の指針

- 1 60人未満の定員の保育所(以下「小規模保育所」という。)の設置認可申請については、児第449号通知の「1 地域の状況の把握」に基づき検討した結果、当該申請に係る保育所の定員を60人以上とすることが困難であること、当該地域について20人以上の保育需要が継続すると見込まれること及び他に適切な方法がないことを確認の上、以下の要件に適合することを審査し、小規模保育所として設置認可を行う。

- (1) 当該保育所の設備及び運営については、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)その他法令等(以下「児童福祉施設最低基準等」という。)に定めるところに適合するものであること。

- (2) 保育所・その所在地等が次のいずれかに該当するものであること。

市部又はその周辺の要保育児童が多い地域に所在し、かつ、保育の実施による入所児童のおおむね4割以上は3歳未満児を入所させることとしている保育所。ただし、定員21人以上の小規模保育所にあつては、3歳未満児の割合は、おおむね3割以上とする。

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により内閣

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

総理大臣が公示した過疎地域をその区域とする市町内の地域等に所在する保育所。

3歳未満児を保育の実施による入所児童のおおむね8割以上、かつ、このうち乳児は保育の実施による入所児童の1割以上、入所させることとしている保育所。

- (3) 定員は20人以上であること。
- (4) 施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。保育士その他の職員については、児童福祉施設最低基準等に定めるところにより所定数を配置すること。

第2 費用の支弁等

- 1 小規模保育所に対する費用の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2)に定める保育単価が適用されること。

ただし、定員20人及び21から30人までとする小規模保育所については、各々特別保育単価が適用されるものであること。

2 設置認可等協議

(1) 新規設置

ア 定員30人以下の小規模保育所を新規に設置しようとする市町は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項に定める児童福祉施設設置届に先立ち別紙の協議書により知事に協議し承認を受けること。

イ 定員31人以上の小規模保育所を新規に設置しようとする市町は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項に定める児童福祉施設設置届に上記アに準じた資料を添付すること。

ウ 小規模保育所を新規に設置する市町以外の者は、社会福祉法人の場合にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第32条に定める社会福祉法人設立認可申請、若しくは第43条に定める定款変更認可申請、また、社会福祉法人以外の者の場合は、法第35条第4項に定める児童福祉施設設置認可申請において上記イと同様に扱うこと。

(2) 定員変更

ア 既存保育所で定員を20人以上30人以下に変更する場合については、上記1の特別単価が適用されるので、この適用についても(1)アに準じあらかじめ協議承諾を受けること。なお、この場合、児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号。以下「規則」という。)第37条第4項又は第6項に定める児童福祉施設変更届に先立ち協議すること。

イ 既存保育所で定員を31人以上60人未満に変更する場合については、上記(1)イ、ウに準じ規則第37条第4項又は第6項に定める児童福祉施設変更届を提出すること。

3 協議書の提出等

この通知に基づく協議書は、所轄の地方局に提出すること。

なお、市町以外の者にあっては、所轄の市町を経由することとし、この場合、市町は、意見を付して提出すること。

4 「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて

(平成12年4月3日付け児第452号 愛媛県保健福祉部長通知)

児第452号
平成12年4月3日

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

第一次改正
児第803号
平成14年6月20日

各市町村長 殿

愛媛県保健福祉部長

「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて

今般、平成12年4月3日付け児第451号「小規模保育所の設置認可等について」(以下「児第451号通知」という。)が施行されたところであり、この取扱いについては、次の事項に留意願います。

記

- 1 児第451号通知の第1の1の「当該地域について20人以上の保育需要が継続すると見込まれること」とは、認可申請の時点では20人以上の保育需要がなくても、認可した日以降において20人となる見込みが確実である場合を含む。
- 2 児第451号通知の第1の1の(2)のに掲げる地域には、旧地域改善対策特別措置法(昭和52年法律第16号)第1条に掲げる対象地域及び過疎地域に準ずる地域を含むものとする。
- 3 小規模保育所の保育単価については、定員20人及び21人から30人までのものについて別途通知による小規模保育所に係る各々の保育単価が適用され、その他の小規模保育所のうち、定員31人から45人までの保育所にあつては保育所運営費国庫負担金交付基準の保育単価表の45人までの区分の保育単価が、定員46人以上の保育所にあつては、46人から60人までの区分の保育単価が、各々適用される。

5 夜間保育所の設置認可等について

(平成12年4月3日付け児第454号 愛媛県保健福祉部長通知)

児第454号
平成12年4月3日

第一次改正
20子第1197号
平成21年3月23日

各市町長 殿

愛媛県保健福祉部長

夜間保育所の設置認可等について

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

保育所の設置認可等の取扱いについては、「保育所の設置認可等について」(昭和38年4月1日付け婦第283号。)により、また、このうち夜間保育所に関しては「夜間保育所の設置認可等について」(平成7年10月9日付け児第1252号。以下「児第1252号通知」という。)により行ってきたところであるが、今般、保育所の設置認可については、「保育所の設置認可等について」(平成12年4月3日付け児第449号。以下「児第449号通知」という。)により行うこととし、また、夜間保育所の設置認可の方針等についても下記のとおり定めたので通知します。

なお、この通知は平成12年4月3日から施行、同年4月1日から適用し児第1252号通知はこの施行に伴って廃止する。

記

1 夜間保育所の設置認可の方針

保育所の設置認可等の取扱方針については、児第449号通知により示されたところであるが、夜間保育所の設置認可申請については、同通知に定める事項に加え、次の基準に照らして審査する。

(1) 設置経営主体

夜間保育所の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(2) 定員

入所定員は、20名以上とすること。

(3) 対象児童

夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、市町が保育の実施を行う児童であること。

(4) 職員

施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。保育士については、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)等に定めるところにより所定の数を配置すること。

(5) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

既存の施設に夜間の保育所を併設する場合にあっては、直接児童の保育の用に供する設備については専用でなければならないが、管理部門等については運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備と共用することも差し支えないこと。

地域の実情に応じて、分園(平成12年5月15日付け児第682号「保育所分園の設置運営について」に定める分園をいう。)を設置することができる。

(6) 保育の方法

開所時間は原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。

2 設置認可等協議

夜間保育所を設置しようとする者は、あらかじめ別紙の協議書により知事に協議し承認を受けること。

なお、市町が夜間保育所を設置しようとする場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項に定める児童福祉施設設置届に先立ち、また、市町以外の者は法第45条第4項に定める児童福祉施設設置認可申請と併せて協議すること。

3 協議書の提出等

この通知に基づく協議書は、所轄の地方局に提出すること。

なお、市町以外の者にあっては、所轄の市町を経由することとし、この場合、市町は、意見を付して提出すること。

4 費用の支弁等

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

夜間保育所に対する費用の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2)に定める保育単価が適用され、この他別に定める加算分保育単価を加えて適用する。

ただし、定員20人及び21人から30人までとする夜間保育所については、各々「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年4月3日付け児第451号)の第1の2で定める特別保育単価に定める加算分保育単価を加えて適用する。

- 6 「夜間保育所の設置認可等について」の取扱いについて
(平成12年4月3日付け児第455号 愛媛県保健福祉部長通知)

児第455号
平成12年4月3日

各市町村長 殿

愛媛県保健福祉部長

「夜間保育所の設置認可等について」の取扱いについて

今般、平成12年4月3日児第454号「夜間保育所の設置認可等について」が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意願います。

記

1 施設の形態について

夜間保育を行う保育所は、夜間保育のみを行う夜間保育専門の保育所及び既存の施設(保育所、乳児院、母子生活支援施設等)に併設された保育所を原則とするが、これ以外に例えば既設の保育所において、当該施設の認可定員の範囲内で通常の保育と夜間保育とを行うもの等であっても差し支えないこと。なお、この場合は、認可定員の保育単価が適用されるものであり、平成12年4月3日付け児第454号「夜間保育所の設置認可等について」の2に定める加算分保育単価は適用されない。

2 既存の施設に夜間保育所を併設して実施する場合の取扱いについて

既存の施設に夜間保育所を併設して夜間保育所を実施する場合には、当該夜間保育所は、独立した保育所として取り扱う。従って、施設の認可を要するとともに職員の任用、財務会計については、他の施設と区別できることが必要であるが、その他施設の運営全般にわたっては、夜間保育の遂行に支障がない場合は、他の施設との交流を行う等弾力的な処遇を行っても差し支えない。

ただし、設備のうち医務室及び調理室並びに保育士休憩室、倉庫等の管理部門は、他の施設との兼用でも差し支えない。また、便所、屋外遊戯場は他の施設との共用であっても差し支えない。

なお、設備を他の施設と兼用又は共用する場合には、運営費の経理について必要に応じ児童数、職員数等に基づき費用を按分するものとし、あらかじめ費用の按分方法を定めておくこと。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

3 その他

- (1) 保育児童台帳等の記載に当たっては、夜間保育の対象児童である旨を明らかにしておくこと。
- (2) 夜間保育を実施する保育所に係る保育所運営費支弁台帳の記載に当たっては、「措置費(運営費)支弁台帳について」(平成10年5月1日児発第365号厚生省児童家庭局長通知)の定めるところによるほか、夜間保育の対象児童であることを明らかにしておくこと。

7 保育所分園の設置運営について

(平成12年5月15日付け児第682号 愛媛県保健福祉部長通知)

児第682号
平成12年5月15日

第一次改正
児第530号
平成13年4月6日

第二次改正
児第805号
平成14年6月20日

第三次改正
20子第1198号
平成21年3月23日

各市町長 殿

愛媛県保健福祉部長

保育所分園の設置運営について

保育所分園の設置運営については、平成10年4月9日付け児発第302号厚生省児童家庭局長通知により行ってきたところであるが、今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が施行されたことに伴い、別紙のとおり「保育所分園設置運営要綱」を定めたので通知します。

(別紙)

保育所分園設置要綱

1 目的

保育所分園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

2 設置経営主体

分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所(以下、「中心保育所」という。)を設置経営する地方公共団体、社会福祉法人等とする。

なお、保育所を現に経営していない主体が分園を設置することは認められない。

3 定員規模

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。

4 職員

中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第33条に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び調理員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時2名以上の保育士を配置することとする。

5 管理・運営

分園の管理・運営は、中心保育所の所長のもとに中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心保育所と分園との距離については、通常の交通手段により、30分以内の距離を目安とする。

なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所と分園との開所時間に差を設けることが可能であること。さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している、又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあっては、分園が夜間保育所(夜間保育所の設置認可等について(平成12年4月3日付け児第454号)1(6)のとおり開所時間を原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすることをいう。)を行うことが可能であること。

また、「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について(平成13年4月18日付け児第613号)に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。

6 構造及び設備

(1) 最低基準における取扱い

構造及び設備は、中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準を満たしていることとするが、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができることとする。

(2) 留意すべき事項

調理室及び医務室に関して(1)後段の取扱いとする場合にあっては、中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備の生じることのないよう留意し、また分園において医薬品を備えること。

分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

これらに対応するため、各分園の運営に対して、「特別保育事業の実施について(平成12年8月22日付け児第514号)の特別保育事業実施要綱中別添5「保育所地域活動事業実施要綱」により、夜間保育推進事業、保育所分園推進事業として補助できるものである。

7 費用の支弁及び費用徴収

分園に係る費用の支弁及び徴収については、中心保育所と分園を合算した定員区分を適用し、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号)の2。以下「交付要綱」という。)の第3及び第4により行うものとする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

ただし、これにより難しい場合は、「分園を設置した保育所に係る保育単価について」(平成12年6月8日児発第582号の5厚生省児童家庭局長通知)によることができることとする。

8 施設整備

分園の施設整備及び設備整備については、「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)」による保育所の基準により行うものとする。

9 土地及び建物の取扱い

分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与を若しくは使用許可を受けていることを原則とするが、次の要件を満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとする。

(1) 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について、その地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができることなど適切な対応がとられている場合はこの限りでない。

(2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があること。

なお、賃借料については「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知)の1(4)により充てることができるものである。

10 設置に係る協議

(1) 分園を新規に設置しようとする者で、7ただし書きの「別途定める保育単価」の適用を受ける場合には、あらかじめ別紙の協議書により知事に協議し承認を受けること。

なお、この場合、児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)第37条第4項又は第6項に定める児童福祉変更届に先立ち協議すること。

(2) 既に分園を設置している保育所で、定員を変更することにより「別途定める保育単価」の適用を受ける場合には、上記(1)に準じあらかじめ協議承認を受けること。

11 協議書の提出等

この通知に基づく協議書は、所轄の地方局に提出すること。

なお、市町以外の者にあつては、所轄の市町を経由することとし、この場合、市町は意見を付して提出すること。

12 その他

(1) 上記10(1)によらず分園を新規に設置しようとする場合は、10(1)及び11に準じあらかじめ県に届け出ること。

(2) 既に分園を設置している保育所で定員を変更することにより「別途定める保育単価」の適用を受けなくなる場合には、上記(1)に準じあらかじめ県に届け出ること。

8 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(平成16年5月24日 雇児発第0524002号・社援発第0524008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)

不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

平成16年5月24日

雇児発第0524002号・社援発第0524008号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市
市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、
厚生労働省社会・援護局長通知

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」(平成12年3月30日児発第297号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。)に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

記

第1 要件緩和の内容

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第1種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち保育所を営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を営する事業を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びそ

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

の財源が収支予算書に計上されていること。

3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

(1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

(2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。

(5) (4)の1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

(6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

第2 施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な助言である。

9 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

(平成12年9月8日 障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省社会・援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長通知)

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて

既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

平成12年9月8日

障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号

各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省社会・援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長通知

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

従来、社会福祉法人(以下「法人」という。)が通所施設を設置する場合には、通所施設を運営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところ
です。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の
設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有
権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可
を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設
は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の
取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産
の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を
行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条
の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 要件緩和の内容

- (1) 既設法人(第一種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)
第2条第2項第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げるものに限る。)又
は第二種社会福祉事業のうち保育所を運営する事業若しくは精神障害者社
会復帰施設を運営する事業を行うものに限る。)が以下に掲げる通所施設を
整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産のすべてについて、
国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)又は肢体不
自由児施設(通所施設に限る。)

情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通
所部に限る。)

身体障害者授産施設(通所施設に限り、小規模通所授産施設(社会福
祉法施行令(昭和33年政令第185号)第1条の規定により社会福祉事
業とされる通所施設をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)

知的障害者更生施設(通所施設に限る。)又は知的障害者授産施設(通
所施設に限り、小規模通所授産施設に該当するものを除く。)

保育所又は児童家庭支援センター

母子福祉施設

老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援セン
ター

身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供
施設

知的障害者デイサービスセンター

精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設(通所施設に限り、
小規模通所授産施設に該当するものを除く。)、精神障害者福祉工場又は
精神障害者地域生活支援センター

- (2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設
定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに
該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判
断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し
支えないこと。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2. 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

(その他)